VIX短期先物指数ETF

追加型投信／海外／その他資産（外国先物取引）／ＥＴＦ／
インデックス型

投資信託説明書（交付目論見書）2026.10.16

●本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

●投資信託説明書（請求目論見書）は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されております。

●ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等の詳細情報は、下記委託会社までお問い合わせください。

商品分類					属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	独立区分	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	対象インデックス
追加型	海外	その他資産（外国先物取引）	ETF	インデックス型	その他資産（外国先物取引）	年１回	北米	なし	その他（S&P 500 VIX 短期先物指数超過リターン）

上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）でご覧いただけます。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

委託会社（ファンドの運用の指図を行う者）

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第341号
設立年月日：1999年11月15日
資本金：370百万円（2026年7月末現在）
運用する投資信託財産の合計純資産総額：7,968億円（2026年7月末現在）
■電話番号 03-6843-1413
（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）
■ホームページ http://www.simplexasset.com/

受託会社（ファンドの財産の保管および管理を行う者）

三井住友信託銀行株式会社

この投資信託説明書（交付目論見書）により行う「VIX短期先物指数ETF」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第５条の規定により有価証券届出書を2026年10月15日に関東財務局長に提出し、2026年10月16日にその届出の効力が生じております。

ファンドの投資信託約款の内容の重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき、事前に投資者の皆様にご意向を確認させていただきます。

ファンドの財産は、信託法（平成18年法律第108号）に基づき受託会社において分別管理されています。

投資信託説明書（請求目論見書）は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

ＶＩＸ短期先物指数ＥＴＦ（以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。）は、S&P 500 VIX短期先物指数超過リターンを対象指標とし、外国の金融商品取引所に上場する先物取引を利用することにより、円換算した対象指標に連動する（基準価額の変動率が対象指標の変動率に一致することをいいます。以下同じ。）投資成果をめざして運用を行います。

ファンドの特色

■主要投資対象

短期の米ドル建ての公社債を主要投資対象とし、外国の金融商品取引所に上場するデリバティブ取引を利用して運用を行います。

※ S&P 500 VIX短期先物指数超過リターンについて

S&P 500 VIX短期先物指数超過リターンは、満期日が隣接する2つのVIX[*1]先物取引[*2]、CBOE[*3]先物取引所（CBOE Future Exchange）に上場、のロング・ポジションをロールする取引のリターンを測定します。各指数では、期間のより短い先物取引から期間のより長い先物取引に各月を通して毎日ロング・ポジションをロール[*4]します。

名称：S&P 500 VIX短期先物指数超過リターン

英文名称：S&P 500 VIX Short-Term Index Excess Return

当日の指数値＝前日の指数値×（1＋先物取引の前日比変動率）

基準日は2005/12/20、算出開始日は2010/5/10、基準値は1,000,000,000ポイントです。

＊1 VIX指数

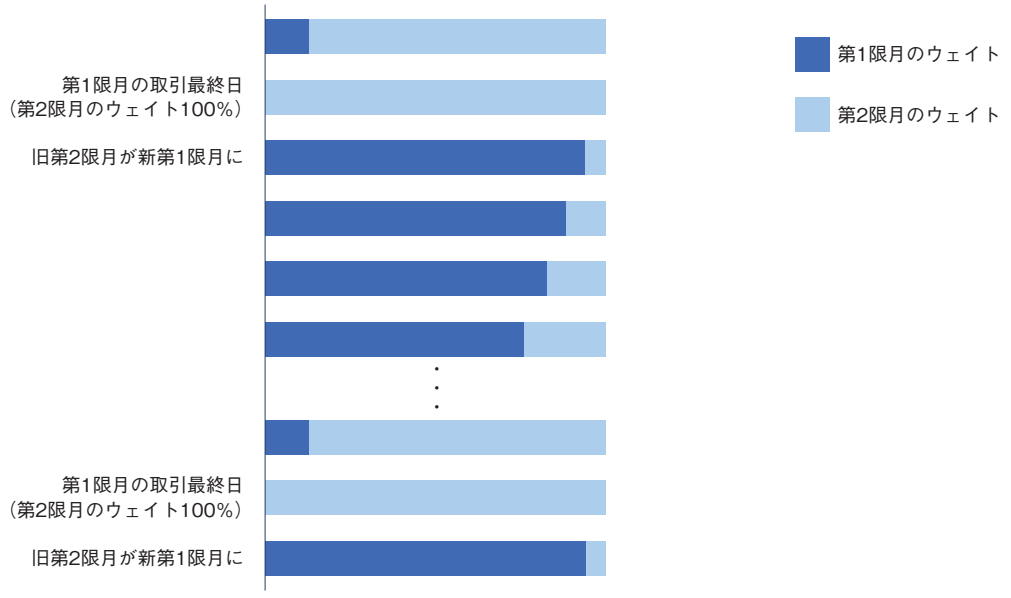
「VIX®」は、ボラティリティ・インデックス（Volatility Index）です。VIX指数は、S&P500指数の予想ボラティリティを市場から分刻みで推定することを目的とした金融ベンチマークであり、リアルタイムのS&P500®指数オプション取引のビッド/アスク相場の仲値を用いて算出されます。より具体的には、VIX指数は、S&P500指数がVIX指数の各ティックが表示された時点から30日間にどれだけ変動すると市場が考えているかを瞬時に測定することを目的としています。

VIX指数は、S&P500指数オプション取引のビッド/アスク価格に暗示される、今後30日間のS&P500指数の予想ボラティリティのレベルを測定します。したがって、VIX指数はフォワード・ルッキングな指標であり、過去の（または既知の）価格の変動性を測定する実現ボラティリティ（または実際の）とは対照的です。

＊2 VIX先物取引は、VIX指数を原資産とする先物取引であり、CBOE先物取引所に上場しています。

＊3 Chicago Board Option Exchange（シカゴオプション取引所）

＊4 買い建てていた第1限月を売却し、第2限月を買い建てる取引。S&P 500 VIX短期先物指数超過リターンにおいては、CBOEの毎営業日に、第1限月のウェイトを減らし、第2限月のウェイトを増やす。第1限月と第2限月のウェイトの推移のイメージは以下の図のとおり。



○ S&P 500 VIX短期先物指数超過リターンはS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社(「SPDJI」)CBOEの商品であり、これを利用するライセンスがシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社に付与されています。Standard & Poor's およびS&Pは、Standard & Poor's Financial Services LLC(「S&P」)の登録商標で、Dow Jonesは、Dow Jones Trademark Holdings LLC(「Dow Jones」)の登録商標です。またVIXは、CBOEの登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJIに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスがシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社にそれぞれ付与されています。指数に直接投資することはできません。ファンド名は、SPDJI、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社(総称して「S&P Dow Jones Indices」)、またはCBOEによってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではありません。S&P Dow Jones IndicesまたはCBOEのいずれも、ファンド名の所有者またはいかなる一般人に対して、株式全般または具体的にファンド名への投資の妥当性、あるいは全般的な市場のパフォーマンスを追跡するS&P 500 VIX短期先物指数超過リターンの能力に関して、明示または黙示を問わず、いかなる表明または保証もしません。指数の過去のパフォーマンスは、将来の成績を示唆または保証するものでもありません。S&P 500 VIX短期先物指数超過リターンに関して、S&P Dow Jones IndicesおよびCBOEとシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社との間にある唯一の関係は、当インデックスとS&P Dow Jones Indicesおよび／またはそのライセンサーの特定の商標、サービスマーク、および／または商標名のライセンス供与です。S&P 500 VIX短期先物指数超過リターンはシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社またはファンド名に関係なく、S&P Dow Jones IndicesまたはCBOE によって決定、構成、計算されます。S&P Dow Jones IndicesおよびCBOEは、S&P 500 VIX短期先物指数超過リターンの決定、構成または計算においてシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社またはファンド名の所有者のニーズを考慮する義務を負いません。S&P Dow Jones IndicesおよびCBOEのいずれも、ファンド名の価格および数量、またはファンド名の発行または販売のタイミングの決定、もしくは場合によってはファンド名が将来換金、譲渡、または償還される計算式の決定または計算に関して、責任を負わず、またこれに関与したこともありません。S&P Dow Jones IndicesおよびCBOEは、ファンド名の管理、マーケティング、または取引に関して、いかなる義務または責任も負いません。S&P 500 VIX短期先物指数超過リターンに基づく投資商品が、指数のパフォーマンスを正確に追跡する、またはプラスの投資収益率を提供する保証はありません。S&P Dow Jones Indices LLCは投資または税務の顧問会社ではありません。免税証券のポートフォリオへの影響や特定の投資決断の税効果の評価は、税務顧問会社に相談してください。指数に証券が含まれることは、S&P Dow Jones Indicesがかかる証券の売り、買い、またはホールドの推奨を意味するものではなく、投資アドバイスとして見なしてはなりません。

○ S&P DOW JONES INDICESまたは第三者ライセンサーは、S&P 500 VIX短期先物指数超過リターンまたはその関連データ、あるいは口頭または書面の通信(電子通信も含む)を含むがこれに限定されないあらゆる通信について、その妥当性、正確性、適時性、または完全性を保証しません。S&P DOW JONES INDICESおよびCBOEは、これに含まれる過誤、遺漏または中断に対して、いかなる義務または責任も負わないものとします。S&P DOW JONES INDICESおよびCBOEは、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、商品性、特定の目的または使用への適合性、もしくはS&P 500 VIX短期先物指数超過リターンを使用することによって、またはそれに関連するデータに関して、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社、ファンド名の所有者、またはその他の人物や組織が得られる結果について、一切の保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合においても、S&P DOW JONES INDICESまたはCBOEは、利益の逸失、営業損失、時間または信用の喪失を含むがこれらに限定されない、間接的、特別、懲罰的、または派生的損害に対して、たとえその可能性について知らされていたとしても、契約の記述、不法行為、または厳格責任の有無を問わず、一切の責任を負わないものとします。S&P DOW JONES INDICESのライセンサーを除き、S&P DOW JONES INDICESとシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社との間の契約または取り決めの第三者受益者は存在しません。

取引所における売買

上　場　日	：	2025年1月15日
上場市場	：	東京証券取引所
売買単位	：	10口単位
手　数　料	：	申込みの取扱会社が独自に定める金額

取引方法は原則として株式と同様です。詳しくは取扱会社へお問い合わせください。

■投資方針

①この投資信託は、外国の金融商品取引所に上場するデリバティブ取引を利用することにより、円換算した対象指標の動きに連動する投資成果を目指すことを基本方針とします。追加設定、解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、円換算した対象指標の動きとの連動性を維持することを目的として、追加設定、解約の約定日に合わせてデリバティブ取引を買建て、もしくは転売する場合があります。この場合、上場デリバティブ取引の買建玉の時価総額の合計が信託財産の純資産総額と同程度にならないことがあります。

②信託財産に短期の米ドル建て公社債を組入れます。

③外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

④この信託を終了することとなった場合は、上記①および②のような運用ができない場合があります。

⑤市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

■投資制限

株式への投資割合	制限を設けません。
投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合	信託財産の純資産総額の5%以内とします。
デリバティブへの投資	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
外貨建資産への投資割合	制限を設けません。

■分配方針

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

信託財産から生ずる配当等収益（受取配当金、配当株式、受取利息、貸付有価証券に係る品貸料およびその他の収益金の合計額から支払利息を控除した額をいいます。）から経費等を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。なお、売買益が生じても、分配は行いません。

収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

※　将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

原則として毎年1月15日を決算日とします。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、公社債等、短期金融資産（以下「有価証券等」）を投資対象とし、デリバティブ取引を利用するため、これらの価格変動の影響により基準価額は変動します。デリバティブ取引の利用により、基準価額は大きく変動します。従いまして、投資元金を割り込むことがあり、元本が保証されているものではありません。投資信託は預貯金と異なります。また、金融機関の預金あるいは保険契約ではないため、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。
信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。
当ファンドに投資される前に当ファンドの性質、複雑性および内在するリスクがご自身の投資経験や財務状況に照らして投資目的に合致しているかどうかご確認ください。
当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

＜主な変動要因＞

VIX先物取引の利用に伴うリスク	VIX先物取引の価格は、原資産であるVIX指数の値動き、先物市場の需給等を反映して変動します。先物を買い建てている場合において、先物価格が上昇すれば収益が発生し、下落すれば損失が発生します。ファンドで行っているVIX先物取引について損失が発生した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 VIX指数は、30日間にどれだけ変動すると市場が考えているかを瞬時に測定することを目的とした指数であり、VIX指数の変動はS&P500指数などの株価指数に比べて大きくなる場合があることが観測されています。そのため、米国株式市場の変動率に比べて大きな損失が生じる可能性があります。
価格変動リスク	当ファンドは、S&P 500 VIX短期先物指数超過リターンを対象指標とし、対象指標の構成要素はVIX先物取引であり、VIX先物取引の原資産はVIX指数です。VIX指数は、S&P500指数オプション取引のビッド/アスク相場の仲値を用いて算出されており、米国の株価指数であるS&P500指数の変動の影響を受けます。VIX先物取引の価格が変動すれば当ファンドの基準価額の変動要因となります。VIX指数、VIX先物取引の価格が下落した場合は基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。なお、一般的に、VIX指数、VIX先物取引および対象指標の値動きは株式市場の値動きとは異なり、また、その変動幅は大きい場合があり、当ファンドの基準価額が米国株式市場の変動に比べて大きくなり、基準価額が大きく下落する場合がありますので、十分ご留意ください。
金利変動リスク	当ファンドは、米ドル建て公社債を組入れます。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、損失が生じることがあります。
為替変動リスク	当ファンドは、外貨建資産を保有するため、当該通貨と円との為替相場変動の影響を受け、損失が生じることがあります。
信用リスク	当ファンドは、公社債等に投資します。一般に、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 また、短期金融資産においても債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
デリバティブ取引に関するリスク	当ファンドは、VIX先物取引などのデリバティブ取引を利用します。デリバティブ取引の価値は基となる原資産価値等に依存し、またそれらによって変動します。デリバティブ取引の価値は、種類によっては、基となる原資産の価値以上に変動することや、原資産とデリバティブ取引との間の相関性を欠いてしまう可能性もあります。また、流動性を欠く可能性、市場混乱時や取引相手の倒産等により当初の契約通りの取引を実行できず損失を被るリスク、取引を決済する場合に反対売買ができなくなるリスク、理論価格よりも大幅に不利な条件でしか反対売買ができなくなるリスク等があります。これらデリバティブ取引に関するリスクによって、損失が生じることがあります。

レバレッジに関するリスク	当ファンドは、VIX先物取引などのデリバティブ取引を利用しており、また、対象指標の特性により、当該取引の実質買い建て総額は信託財産を上回るレバレッジがかかることがあります。そのため、信託財産に対して大きな損失が生じる場合があります。 追加設定の約定日に合わせてデリバティブ取引を買建てる場合があります。この場合、上場デリバティブ取引の買建玉の時価総額の合計が信託財産の純資産総額を上回ることがあります。
流動性リスク	有価証券等やVIX先物取引を購入あるいは売却しようとする際に、売り需要がなく購入不可能、あるいは買い供給がなく売却不可能等となる可能性があります。また、金融商品取引所等の取引規制により、不利な価格で取引を行わざるをえない可能性があります。市場動向、市場や行政等による規制、有価証券等及びVIX先物取引の流通量などの状況、あるいは当ファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等やVIX先物取引を市場実勢より低い価格で売却しなければならない又は、高い価格で購入しなければならないケースが考えられ、この場合には基準価額の下落要因となります。

※基準価額の変動要因(投資リスク)は上記に限定されるものではありません。

＜その他の留意点＞

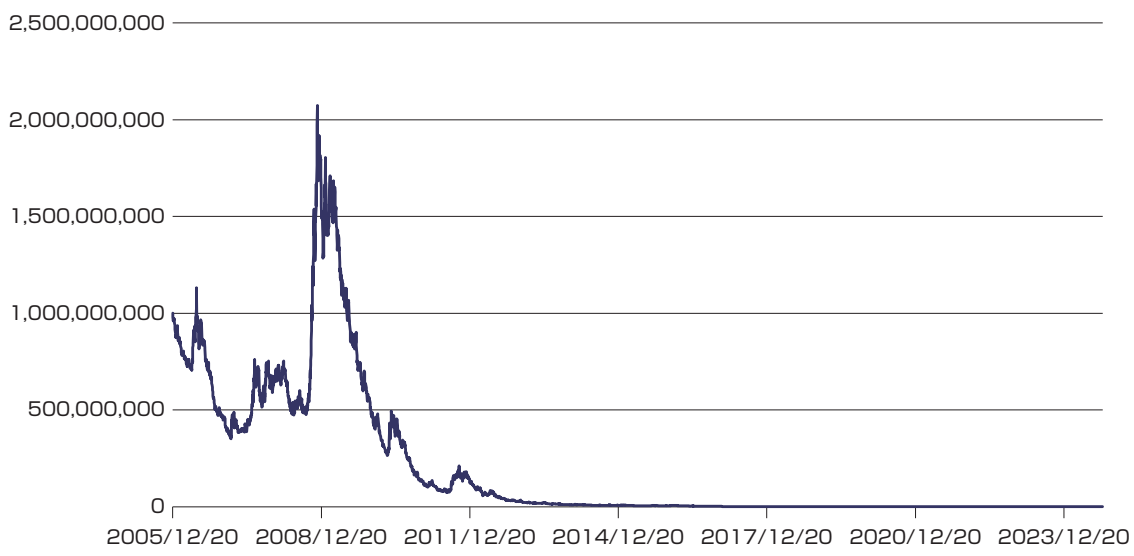
① 対象指標について

a．対象指標は、満期日が隣接する2つのVIX先物取引、CBOE先物取引所に上場、のロング・ポジションをロールする取引のリターンを測定します。各指数では、期間のより短い先物取引から期間のより長い先物取引に各月を通して毎日ロング・ポジションをロールします。

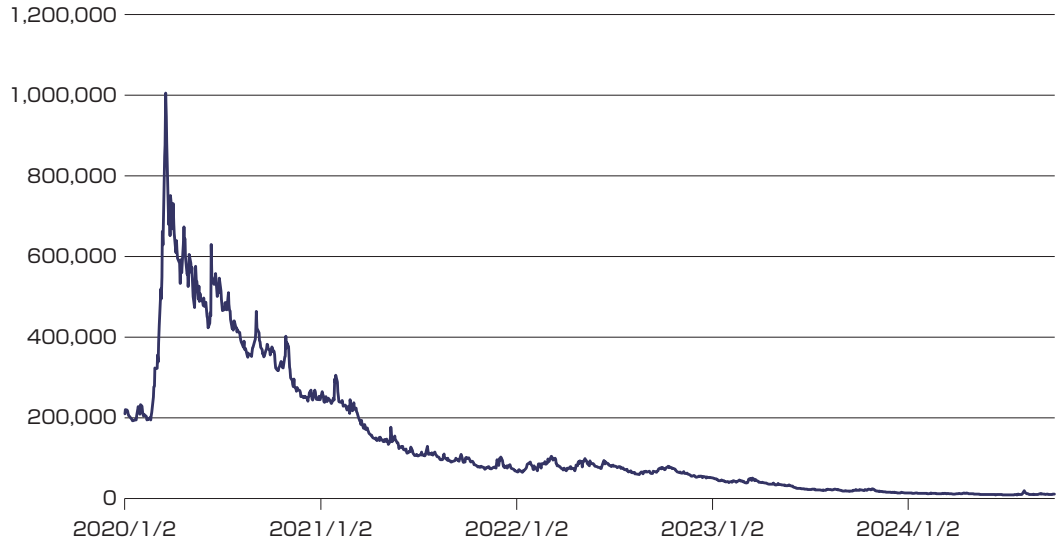
b．VIX先物取引の原資産であるVIX指数は、S&P500指数がVIX指数の各ティックが表示された時点から30日間にどれだけ変動すると市場が考えているかを瞬時に測定することを目的としています。しかし、VIX指数の値と将来の変動とは同じになるわけはなく、あくまで測定時点においてどれだけ変動すると市場が考えているかであり、将来の変動とは異なります。

c．対象指標は長期にわたり右肩下がり傾向を示してきました。(S&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社(「SPDJI」)のデータをもとに当社作成。)

2005年12月20日から2024年9月30日までの対象指標の推移



2020年1月2日から2024年9月30日までの対象指標の推移



2023年1月3日から2024年9月30日までの対象指標の推移



対象指標が右肩下がりを示してきた説明は以下のとおりです。(S&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社(「SPDJI」)より。)
対象指標は基本的に、第1限月のVIX先物取引を第2限月の先物取引に日次でロールするポジションを複製し、VIX先物取引の1カ月ロング・エクスポージャーを一定にします。つまり、VIXカーブが上向きで、他のすべてが変わらない場合、このロールする過程は損失となります。

VIXカーブとは、VIX先物取引の価格が、第1限月の価格より第2限月の価格の方が高くなる傾向を見せることです。
免責事項：これは概念を説明するためのものであり、対象指標の正確な計算方法に従っているわけではありません。
まず、1ヵ月を30日と仮定します。

1日目：第1限月先物取引を100%ロング
2日目：(29/30)×第1限月先物取引+(1/30)×第2限月先物取引
第1限月先物取引の(1/30)部分を売り、第2限月先物取引を買うことになります。VIXカーブが上方傾斜しているため、初日に購入した価格よりも低い価格で売ることになり、実現損失が発生します。(29/30)×第1限月先物ポジションの時価評価額はマイナスとなります。
3日目：(28/30)×第1限月先物取引+(2/30)×第2限月先物取引
・
・
・

29日目：(1/30)×第1限月先物取引+(29/30)×第2限月先物取引
30日目：100%×第2限月先物取引(この時点で第2限月先物取引は期近である第1限月先物取引になる)

対象指標は、ロールする過程は損失となる傾向があり、長期的には大きな損失となります。しかし、VIX指数が急騰し、VIXカーブの傾向が反転することが多いときには、短期的に利益をあげます。したがって、対象指標は戦術的に使用するのが最善と思われ、主要な市場のボラティリティが高まるようなイベントや市場の変動に対応して、長期よりは比較的短期に保有されるような戦略です。

② 対象指標とファンドの基準価額のかい離

当ファンドは、デリバティブ取引を利用することにより、基準価額の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目標として運用されますが、以下のような要因により、必ずしも対象指標と完全に一致した運用成果とはならないことに留意が必要です。

a. VIX先物取引などのデリバティブ取引を利用しますが、当該取引の値動きと対象指標との値動きが一致しないことにより、対象指標の変動率とファンドの基準価額の変動率にかい離が生じることがあります。
b. 対象指標の特性により、VIX先物取引の実質買い建て総額が信託財産の純資産総額とほぼ同額となりますが、必ずしも正確に同額ではなく、純資産総額を上回ること、または下回ることもあります。それにより、対象指標の変動率とファンドの基準価額の変動率にかい離が生じることがあります。
c. 資金の流入から実際にVIX先物取引を買い建てるためのタイミングのずれの発生により、対象指標の変動率と基準価額の変動率にかい離が生ずる可能性があります。
d. VIX先物取引には取引証拠金がかかります。その取引証拠金は一般的な株価指数先物取引の取引証拠金に比べて大きな金額です。VIX指数が大きく変動することによりVIX先物取引の取引証拠金がさらに大きくなり、取引証拠金の制約により、VIX先物取引の買い建てを手仕舞いしなければならない事態が発生する可能性があります。その場合、対象指標の変動率とファンドの基準価額の変動率にかい離が生じます。
e. 信託報酬等のコスト負担が基準価額の変動率とのかい離の要因になります。

③ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で受益権の設定及び換金(解約)請求の受付けを中止することがあります。

④ 分配金は、分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、分配を行わない場合があります。

⑤ 当ファンドの基準価額の計算は、法令および一般社団法人資産運用業協会規則等に従って時価評価を行います。有価証券等及び派生商品取引の評価は、基準価額計算日に知りうる直近の日の価格です。

⑥ 当ファンドの受益権は、東京証券取引所に上場し、当該取引所で取引されますが、その取引価格は、当ファンドの運用に対する評価や当該取引所における需給関係によって形成されるため、対象指標や基準価額と一致した推移とならず、一般にかい離を生じます。また、当ファンドの受益権は当該取引所において活発な取引が行われるという保証はありません。したがって、当ファンド受益権の取引がまったく行われなかったり取引が行われたとしても制限的で当ファンドの受益権の当該取引所における取引価格に悪影響したり購入者が処分に窮する場合があります。また、同取引所においてどのような価格で取引がなされるのかを予想することはできません。さらに、指定参加者(当ファンドの募集の取り扱いを行う者で、当ファンドの販売会社。)は当ファンド受益権の当該取引所における円滑な流通の確保に努めることとなっておりますが、継続的に呼び値を提示する義務を負うものではありませんので、市場での需給の状況によっては、当ファンドを希望する時にまたは希望する価格で売買することが困難となる場合又は売買すること自体が不可能となる場合があります。

⑦ 受益権は、委託会社と受託会社との協議により、一定日現在の受益権を均等に再分割もしくは併合されることがあります。

⑧ 2028年1月17日以降において、純資産総額が20営業日連続して20億円を下回った場合や、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合は、繰り上げ償還されます。

⑨ 適用となる法令・税制・会計制度等は、今後、変更される可能性があります。

⑩ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

＜リスクの管理体制＞

運用本部：運用管理委員会で審議されたことをもとに、運用リスク管理の強化・改善を図ります。

リスク管理統括本部 運用管理委員会：リスク管理、法令遵守状況のモニタリング、パフォーマンス分析・評価を行い、その結果に基づき運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定します。

投資政策委員会：重大な法令違反や過誤ミス等が発生した場合、取締役会に報告します。

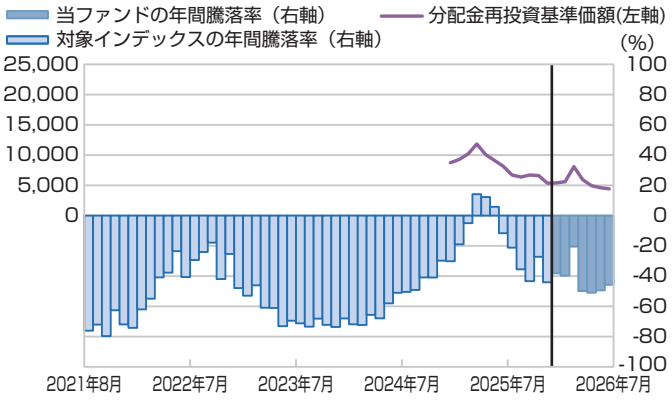
・当社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

・取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

（参考情報）

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2021年8月末～2026年7月末



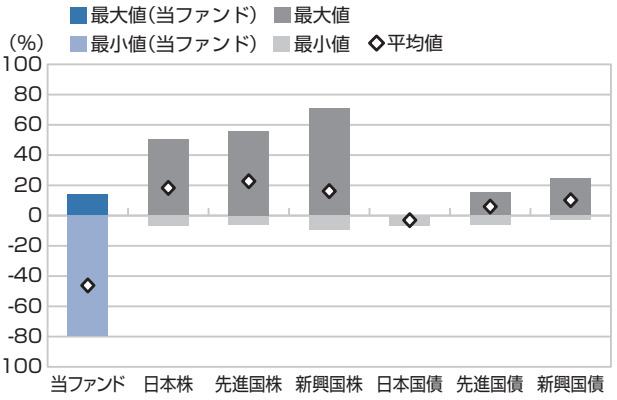
＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。当初元本（1口あたり）を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

＊年間騰落率は、2021年8月から2026年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
なお、2025年12月までは、対象インデックスの騰落率を表示しております。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

2021年8月末～2026年7月末



(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	14.2	50.5	55.7	71.2	0.6	15.4	24.5
最小値	△ 79.7	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 6.9	△ 6.1	△ 2.7
平均値	△ 46.2	18.3	22.7	16.2	△ 3.0	6.0	10.2

＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

＊2021年8月から2026年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
なお、当ファンドの設定日以前の年間騰落率につきましては、当ファンドの対象インデックスを用いて算出しております。

＊決算日に対応した数値とは異なります。

＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

各資産クラスの指数
　日本株・・・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
　先進国株・・・MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）
　新興国株・・・MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
　日本国債・・・NOMURA-BPI国債
　先進国債・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
　新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）
（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
　東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）
　MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
　MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債
　NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。

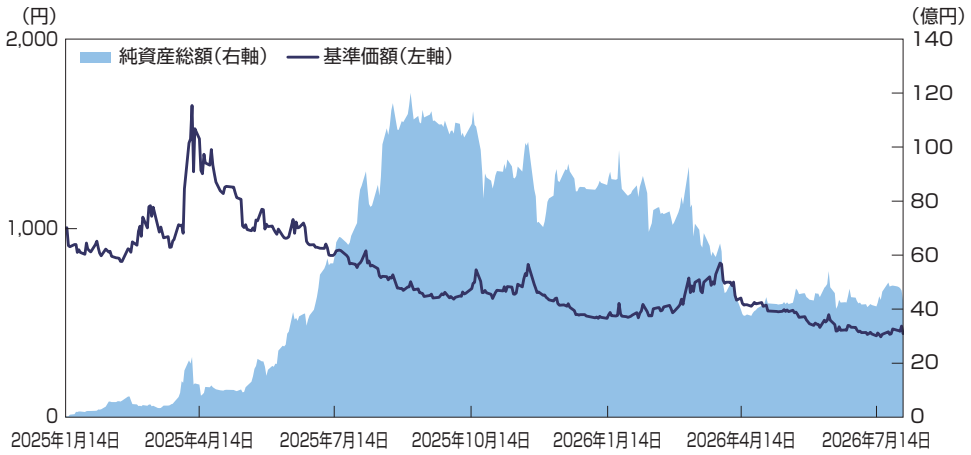
FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
　FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）
　JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

運用実績

（2026年7月31日現在）

＜基準価額・純資産の推移＞



基準価額	442円
純資産総額	43.03億円

＜分配の推移＞

決算期	分配金
2026年1月	0円
設定来累計	0円

※分配金は１口当たり、税引前の金額です。

＜主要な資産の状況＞

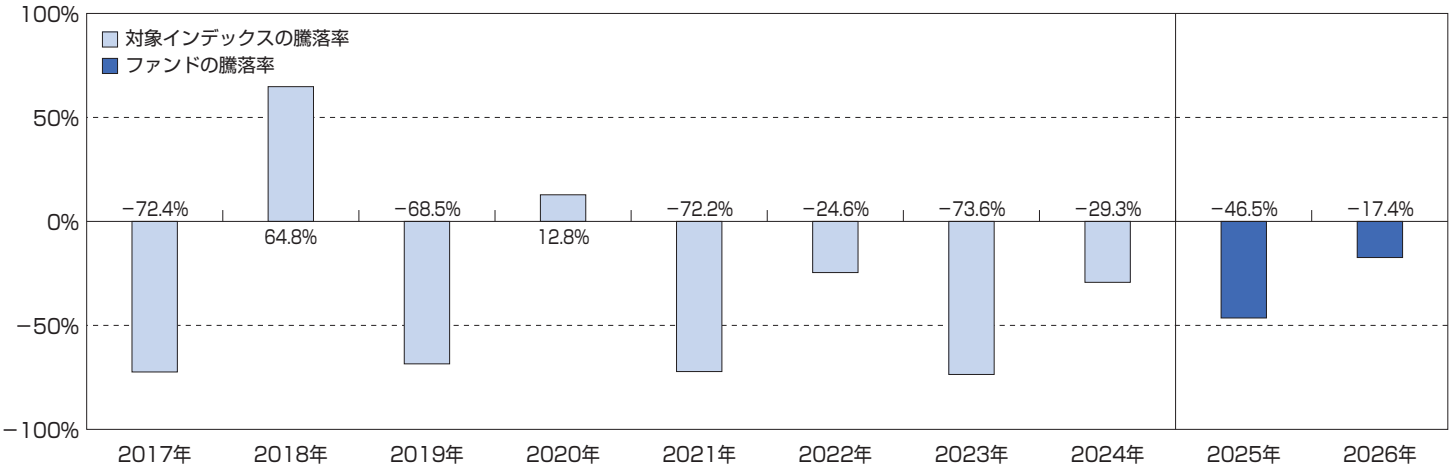
■資産の配分

組入資産		比率
債券		54.2%
	米国債	54.2%
現金等		45.8%

■商品先物取引の状況

取引内容		比率
VIX指数先物	買建	96.0%
うち　2026年8月限	買建	66.3%
うち　2026年9月限	買建	29.8%

＜年間収益率の推移＞



・ファンドの年間収益率は、基準価額で計算しています。
・2017年から2024年までは、対象インデックス（S&P 500 VIX短期先物指数超過リターン）の年間騰落率です。
あくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
・2025年は設定日（2025年1月14日）から年末までの騰落率、2026年は年初来から7月末までの騰落率を表示しています。

※上記は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	2万口以上1万口単位 ※販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	取得申込受付日の翌営業日の基準価額に100.1%以内（有価証券届出書提出時点においては、100.03%）の率を乗じて得た価額（以下「販売基準価額」）
購入代金	販売会社が定める期日までにお申込みの販売会社にお支払いください。
換金単位	最低口数（2万口）以上かつ委託会社が別に定める解約請求上限口数の範囲内の口数で、委託会社の指定する販売会社がそれぞれ委託会社の承認を得て定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後5時までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。 ※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2026年10月16日から2027年4月15日まで ※申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
申込受付不可日	a. 取得申込または一部解約請求の申込日当日が次の海外の休日と同日付となる場合の当該申込日。 ・CBOE先物取引所（CBOE Futures Exchange） ・ニューヨーク証券取引所 ・ニューヨークの銀行 b. 取得申込または一部解約請求の申込日当日と翌営業日の間に、土日を除く日本の金融商品取引所の休日が含まれる場合となる当該申込日。 c. 毎計算期間終了日の5営業日前から前営業日まで d. 当ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 e. 受益権の分割もしくは併合が行われる場合、その効力発生日の3営業日前から前営業日まで f. 上記a.～e.のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき g. なお、上記a.～f.に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、取得の申込みまたは一部解約請求を受け付ける場合があります。
換金制限	委託会社が別に定める換金請求上限口数を超えた口数については、換金を受付けません。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。
信託期間	無期限（2025年1月14日設定）
繰上償還	a. 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。 b. 委託会社は、2028年1月17日以降、純資産総額が20営業日連続して20億円を下回った場合や、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合、対象指標が廃止されたとき、対象指標の公示性または市場性が失われたとき、対象指標に継続性を失わせるような改定が行われたとき等で、それに代わる新たな対象指標を定めることができない場合（これらを包括して「廃止された」といいます。）は、受託会社と合意のうえ、その廃止された日に、投資信託を終了するための手続きを開始し、この信託契約を解約し信託を終了させます。
決算日	毎年1月15日
収益分配	毎決算時に、配当等収益から経費を控除後、全額を分配対象額とし、その範囲内で委託会社が決定するものとします。ただし、分配を行わないことがあります。
信託金の限度額	ファンドの信託金限度額は、2,000億円です。
公告	委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。 http://www.simplexasset.com/
運用報告書	運用報告書は作成いたしません。

課　税　関　係	課税上は、上場証券投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除、益金不算入制度が適用されません。

ファンドの費用・税金

＜ファンドの費用＞

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	販売基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先にお問合せください。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。
信託財産留保額（購入時・換金時）	購入・換金申込受付日の翌営業日の基準価額に別に定める率（0.10%以内）を乗じて得た額（１口当たり）を上限としてご負担いただきます。（有価証券届出書提出日現在は0.03%とします。）
換金時手数料	販売会社が独自に定める額とします。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先にお問合せください。 ※換金時手数料は、換金時の事務手続きなどに係る対価です。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、下記により計算した額とします。

信託財産の純資産総額に**年10,000分の97.90（消費税込）以内の率**を乗じて得た額

運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

総　額	年率0.979%（税抜0.89%）（有価証券届出書提出日現在）	
配　分（税　抜）	委託会社	受託会社
	年率0.84%	年率0.05%

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

上記の信託報酬は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

その他費用・手数料

■組入有価証券や先物取引等の売買の際に発生する売買委託手数料、受託会社の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、随時、信託財産中から支弁します。信託の計理およびこれに付随する業務や法定書類の作成・交付に要する費用等（これらの業務を外部に委託する場合も含みます。）、また、対象指標に係る商標権の使用料、信託の監査人および法律顧問等に対する報酬や費用等も信託財産中から支弁されます。これらは、当ファンド保有期間中に受益者により間接的にご負担いただく費用となります。なお、当該費用については、運用状況により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

■ファンドの上場に係る費用

・新規上場および追加上場料：新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.00825%（税抜0.0075%）。

・上場の年賦課金：毎年末の純資産総額に対して、0.00825%（税抜0.0075%）およびTDnet利用料。

※上記手数料・費用等の合計額については、投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

＜税金＞

・税金は表に記載の時期に適用されます。
・下記の税率は個人投資者の源泉徴収時の場合の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税、普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※法人の場合は上記とは異なります。
※上記は2026年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

対象期間：2025年1月14日～2026年1月15日

総経費率（①+②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.23%	0.97%	0.26%

（注）対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料等を除く）を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した比率（年率）です。

Simplex

Asset Management